

オンライン教育支援センター事業 業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和7年（2025年）6月

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課

I 業務の概要

1 業務名

オンライン教育支援センター事業

2 業務内容

別添「オンライン教育支援センター事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 委託限度額

2,560千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※提案に当たっての上限を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額とは必ずしも一致しません。

II 企画プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、（様式1）参加申込書の提出日現在において、以下の条件をすべて満たす事業者とします。

(1) 過去3年間に於いて、自治体又はそれに準じる団体等の受託実績があること。

(2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。

※入札参加資格を有していない場合は、6月19日（木）17時（必着）までに、管理調達課に必要書類を提出すること。なお、必要書類に本要項の写しを必ず添付すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税を滞納していないこと。

(8) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。

(9) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

2 スケジュール（予定）

No.	実施内容	日付
1	募集要項等の公表	6月13日(金)
2	質問書の受付期限 入札参加資格の新規申請期限	6月20日(金) 17時（必着） 6月20日(金) 17時（必着）
3	質問書に対する回答期限	6月24日(火)
4	参加申込書等提出期限	6月27日(金) 17時（必着）
5	企画提案書提出期限	7月 3日(木) 17時（必着）
6	審査会	7月 7日(月) 9時～
7	選考結果通知	7月10日(木)
8	特定者と仕様書協議	7月14日(月)
9	契約締結・業務開始	7月18日(金)
10	完了報告	3月31日(火)

3 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり対応してください。これ以外での問合せについては一切受け付けません。

（１）提出期限

令和7年（2025年）6月20日（金）17時（必着）

（２）提出場所・方法

- ・（様式6）質問書に記入の上、末尾アドレス宛に電子メールで提出してください。
- ・件名は「オンライン教育支援センター事業業務質問（会社名）」としてください。
- ・メール送付後、末尾連絡先へ確認の電話をお願いします。
- ・質問数は1提案当たり15を上限とします。1つの質問内容に複数個の質問が記載されていると県が判断した場合、複数個として取り扱います。

（３）回答方法

質問に対する回答は、令和7年（2025年）6月24日（火）までに回答します。

なお、質問者のほか、県ホームページへの掲載等により他の提案者にも情報提供する場合があります。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、末尾連絡先へ事前に電話連絡の上、次のとおり書類を提出してください。

（１）提出期限

令和7年（2025年）6月27日（金）17時（必着）（郵送の場合も同日必着）

（２）提出場所・方法

末尾提出先へ事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。

持参の場合は、執務時間内（土日祝日を除く9時～17時）をお願いします。

（３）提出書類

- ①（様式１）参加申込書
- ②（様式２）参加資格に関する申立書
- ③（様式３）受注実績調書 ※過去３年分
- ④（様式４）会社概要書 ※会社パンフレットがある場合は添付すること。
- ⑤（様式５）暴力団の排除に関する誓約書

（４）提出部数

各８部（原本１部、副本７部）

５ 参加資格確認通知

参加資格を満たさない場合は、適宜参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

６ 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を末尾提出先へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送にて提出してください。なお、既に提出された書類は返却しません。

７ 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は１者１案とします。

（１）提出期限

令和７年（２０２５年）７月３日（木）１７時（必着） ※郵送の場合も同日必着

（２）提出場所・方法

末尾提出先へ事前に電話連絡の上、郵送（配達証明に限る。）又は持参により提出してください。

持参の場合は、執務時間内（土日祝日を除く９時～１７時）にお願いします。

（３）提出書類

①企画提案書（カラー印刷）

②費用見積書（様式７）

※別紙で内訳書添付（様式自由）

※消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載してください。

③「事業者の取組に関する申出書」（様式８）

（４）提出部数

- ・印刷したもの各８部（原本１部、副本７部）
- ・電子データ（CD-R）１部

８ 企画提案書の内容

（１）企画提案書の作成

企画提案書は原則としてＡ４左綴じとし、別添「オンライン教育支援センター事業業務委託仕様書」に基づいて作成するものとします。

なお、企画提案書には次の点を明記してください。

- ・不登校支援におけるメタバース空間の特徴と利点について示すこと
- ・メタバースの機能や操作性について管理者及び利用者目線で示すこと
- ・県との連携の具体的な方策と運営体制を示すこと・実務体制表（個人名は不要、在籍年数・資格、類似関連歴）
- ・業務スケジュール（作業項目も詳細にわかりやすく、県の作業があれば漏れなく）
- ・事業所の情報管理体制
- ・直近３カ年の受託実績（国、地方公共団体の受注実績）
- ・財務状況（直近３カ年の決算の経常利益）

（２）見積書の作成

- ・業務に必要な全ての費用の合計を記載してください。
- ・金額は、消費税別の額を記載してください。
- ・総合計額（見積価格）が提案上限を超えた場合は失格となります。

９ 審査会（書類）

（１）選定方法

庁内に設置する審査会において、企画提案書及び見積書とプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、その評価により委託候補者を決定します。

（２）審査項目

審査は、企画提案等の内容について、審査委員会により【別紙１】「選考・評価基準」に基づき審査して点数化し、全審査委員の合計点数の最も高い者を受託候補者として決定します。

その者が、受託を辞退した場合には、次に合計点数が高い者を受託候補者とします。

ただし、審査委員各々の点数が５０点に満たない場合は、受託者を決定しないものとします。

（３）審査会日付

日時：令和７年（２０２５年）７月７日（月）９時００分～

10 選考結果通知

審査の結果は、審査会実施日から１週間以内に、参加者全員に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

（１）失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とします。

- ①参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がない場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤業者選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

⑥契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) プロポーザル参加者が1者のみの場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施しますが、審査員各々の点数が50点以上の場合に限り、委託候補者として選定します。

(3) その他留意事項

＜著作権・特許権等＞

- ①提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとします。
- ②本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合があります。

＜複数提案の禁止＞

- ③提案者は複数の提案書の提出は出来ません。

＜提出書類変更の禁止等＞

- ④提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

＜費用負担＞

- ⑤企画提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する経費等は、全て提案者の負担とします。

＜その他＞

- ⑥提案者は、参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとします。
- ⑦提出された提案書は「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）」に基づき公開することがあります。
- ⑧企画提案書等の作成のために本県より受領した資料等は、本県の許可なく公表又は使用しないでください。
- ⑨提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにしてください。
- ⑩審査で最高位の評価を受けた者を委託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- ⑪その他、ここに定めのない事項については、県と協議の上決定するものとします。

Ⅲ 契約

(1) 契約の締結

- ・委託候補者の決定後、両者で協議を行い、業務実施に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。

- ・ 契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とします。
- ・ 本委託業務の全てを再委託することは認めません。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本県と協議の上その承認を得るものとします。

(2) 次点委託候補者との交渉

委託候補者に業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が不調と県が判断した場合は、次点候補者と当該業務委託について交渉を行います。

(3) 契約条項等

① 契約保証金

契約の相手方（受託事業者）は、委託者が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要があります。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を委託者に提出したときに返還します。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の一部又は全部を免除します。

IV 問合せ先・書類提出先

熊本県教育庁 県立学校教育局 学校安全・安心推進課 不登校児童生徒支援班

担当：西村

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

学校安全・安心推進課 不登校児童生徒支援班 宛て

電話：096-333-2720

e-mail：nishimura-m-db@pref.kumamoto.lg.jp

※メール、書類提出後は必ず電話でその旨お知らせください。